

平成29年度第18回北海道行政不服審査会 議事概要

1 日時

平成30年2月9日（金）9:30～10:50

2 場所

道庁地下1階共用会議室

3 出席者

(1) 委員

会長 岸本 太樹

委員 中原 猛

委員 八代 眞由美

(五十音順)

(2) 審査庁

総務部財政局税務課職員（諮問第50号関係）

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課職員（諮問第51号及び第52号関係）

(3) 事務局

総務部法務・法人局法制文書課職員

4 議事及び審議概要

(1) 諮問事案に係る審査庁の説明及び審議

ア 諮問第50号 自動車取得税の賦課処分について

- ・ 事案について審査庁（税務課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

イ 諮問第51号 特別児童扶養手当資格喪失処分について

- ・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

ウ 諮問第52号 特別児童扶養手当額改定処分について

- ・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
- ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。

(2) その他

- ・ 生活保護費変更申請却下処分についての審査請求（事件番号：2017-45）については、行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づき、同項の規定による諮問を要しないものと認めることとした。
- ・ 次回は、平成30年2月27日（火）9時30分から開催することとした。

5 その他

会議は、北海道行政不服審査会運営要綱第26条本文の規定により非公開で行われた。